

未熟児養育医療徴収金額表

平成30年7月1日現在

税額等による世帯階層区分		基本額 (月額)	加算額 (月額) 注1
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	前年分の所得税非課税世帯	2,600円	260円
C 1	前年分の所得税非課税世帯 注2	当該年度の市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	540円
C 2		当該年度の市町村民税所得割課税世帯	790円
D 1	前年分の所得税課税世帯であって、その税額が次の額である世帯 注2	15,000円以下	1,080円
D 2		15,001円から40,000円まで	1,620円
D 3		40,001円から70,000円まで	2,240円
D 4		70,001円から183,000円まで	3,480円
D 5		183,001円から403,000円まで	4,940円
D 6		403,001円から703,000円まで	6,500円
D 7		703,001円から1,078,000円まで	8,240円
D 8		1,078,001円から1,632,000円まで	10,200円
D 9		1,632,001円から2,303,000円まで	12,340円
D 10		2,303,001円から3,117,000円まで	14,700円
D 11		3,117,001円から4,173,000円まで	17,250円
D 12		4,173,001円から5,334,000円まで	19,990円
D 13		5,334,001円から6,674,000円まで	22,940円
D 14		6,674,001円以上	全額

注1 未熟児養育医療の対象児が2人以上いる場合の2人目からの加算額

注2 階層区分の算定にあたっては、寄付金控除、住宅借入金等控除(増改築、改修、長期優良住宅)、外国税額控除、配当(所得)控除は適用がないものとして算出し、年少扶養控除(16歳未満の児童一人あたり38万円を所得控除(税法上は廃止済))は適用があるものとして算出する。